

# 「東京こども DX2025 つながる子育て推進会議」設置要綱

令和5年12月15日制定 5デ戦戦第403号

令和6年4月1日改正 5デ戦戦第574号

## (名称)

第1条 本会は、「東京こども DX2025 つながる子育て推進会議」（以下「推進会議」という。）と称する。

## (目的)

第2条 推進会議は、デジタルサービス変革の突破口としてこども DXを進めるため、関係する行政機関や民間団体等との連絡調整を図り、都のみならず全国展開を視野に入れたサービス基盤の構築や垣根を越えたデータ連携等を推進することを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プッシュ型子育てサービスに関すること。
- (2) 母子保健オンラインサービス（PMH）に関すること。
- (3) 保活ワンストップに関すること。
- (4) 給付金手続の利便性向上に関すること。
- (5) その他必要な事項

## (組織)

第4条 推進会議は、別紙に掲げる職にあるものを委員とし、デジタルサービス局長が任命又は委嘱する。

2 推進会議は、国、区市町村等の参加を求め、意見を聞くことができる。

## (任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じ、推進会議の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(推進会議)

第6条 推進会議は、デジタルサービス局長が招集する。

- 2 推進会議に出席した者（都職員を除く。）に対しては、都の基準により定める謝礼を支払うことができる。
- 3 推進会議、推進会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、デジタルサービス局長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務は、デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル戦略課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項はデジタルサービス局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

附 則（5デ戦戦第574号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。